

## 福島県地域再エネポテンシャル調査事業（小水力発電）業務委託 質問に対する回答

令和5年6月27日  
福島県エネルギー課

	質問	回答
1	本事業受託に際して、小水力発電の普及、開発に関わるコンサルタント経験者を従業員として新規に雇用した場合、業務開始時には健保等級単価計算での人件費算出が行えませんが、終了時には行えます。このような場合、人件費算出は健保等級単価でよろしいでしょうか？	<p>健保等級単価で算出してください。委託契約締結時の算出方法等に、確定時において時間単価が変動する要因が含まれる場合には時間単価は変動するため、変更が生じる場合は確定時に修正してください。</p> <p>なお、詳しくは、経済産業省「委託事業事務処理マニュアル」（令和3年1月）を確認してください。 <a href="https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html">https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html</a> （P.9～、「3.人件費に関する経理処理」）</p>